

京都市告示第455号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和7年10月27日

京都市長 松井孝治

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
藤岡 このみ	北大路東洋鍼灸整骨院	北区小山北上総町26 米田ビル1F	令和7年8月 28日
八木 勇気	白雲堂鍼灸整骨院	東山区三条通白川橋東入る五軒町 106	令和7年9月 19日
大泉 真由子	もみじ鍼灸治療院	南区吉祥院高畑町2-13	令和7年9月 24日

（保健福祉局福祉のまちづくり推進室）